

様式第十二（第一百三十二条、第一三八条関係）

年 月 日交付		第 所屬序号	写真ちょう付
		氏 名 生年月日	経済産業省
経済産業大臣 環境大臣	印		印
		使用済自動車の再資源化等に関する法律第一百二条第二項（同法第一百三十条及び第一百二十条において準用する場合を含む。）の規定による証明書	

この証明書を携帯する者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律抜すい

（報告及び立入検査）

第一百二条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第一百十三条　第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第一百条から第一百三条まで並びに第一百四条第一項及び第二項の規定は、指定再資源化機関について準用する。この場合において、第九十六条、第一百条、第一百二条第一項、第一百三条及び第一百四条第一項第一号中「資金管理業務」とあるのは「再資源化等業務」と、第一百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務」とあるのは「第一百九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程によらないで再資源化等業務」と読み替えるものとする。

（準用）

第一百二十条　第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第一百条から第一百三条まで、第一百十条及び第一百十一条の規定は、情報管理センターについて準用する。この場合において、第九十六条、第一百条、第一百二条第一項及び第一百三条中「資金管理業務」とあり、第一百十条中「再資源化等業務」とあり、並びに第一百十一条中「第一百六条第二号から第五号までに掲げる業務」とあるのは「情報管理業務」と、第一百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで再資源化等業務」とあるのは「第一百七条第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規程によらないで情報管理業務」と読み替えるものとする。